# 医療法人制度の運用について

(昭和63年12月21日)

(健政発第750号)

(各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)

昭和60年の医療法の一部改正(昭和60年12月27日法律第109号)において、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団についても医療法人の設立(いわゆる一人医師医療法人。以下、「一人医師医療法人」という。)ができることとなり、昭和61年10月1日から施行されたところである。また、昭和61年6月26日健政発第410号健康政策局長通知(以下、「通知」という。)により、その施行及び運用等を示したところであるが、その後の状況の変化等を踏まえ、医療事業の経営の合理化、組織の適正化を図る観点から医療法人の設立を更に進める必要がある。

今後、医療法人の設立認可に当たつては、当該通知によるほか、左記事項に十分留意の上、更にその運用に遺憾なきを期されたい。

記

1　一人医師医療法人の資産要件について

(1)　医療法人の資産要件として、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下、「規則」という。)第30条の34により、病院又は老人保健施設を開設する医療法人については、自己資本比率の要件を規定したところであるが、一人医師医療法人については、この要件は適用されないので留意されたいこと。

(2)　新たに診療所を開設するために一人医師医療法人を設立する場合には、二か月分以上の運転資金を有していることが望ましいが、法第八条の規定に基づき届出をした診療所のうち相当期間経営実績が有る診療所が医療法人を設立する場合には適用がないこと。

(3)　法第8条の規定に基づき届出をした診療所のうち相当期間経営実績が有る診療所が医療法人を設立する場合の設立の認可に当たつて、出資金又は寄付金の額の基準等は、原則として適用しないこと。

ただし、診療所経営の継続性の観点からも医業未収金等は出資又は寄付することが望ましいこと。

(4)　医療法人の土地、建物等については、通知第一の1の(5)及び昭和61年12月22日指第44号指導課長回答により取扱うこととされているので、今後とも十分留意されたいこと。

2　一人医師医療法人の設立にかかる手続き等

法第8条の規定に基づき届出をした診療所のうち相当期間経営実績が有る診療所が医療法人を設立する場合の設立認可申請の提出書類については、次のように取扱うこととしたこと。

(1)　規則第31条第4号に掲げる設立決議録については設立趣意書に代えるなど申請書

類の簡素化を図られたいこと。

（２） 規則第 31 条第 6 号については通知第一の 3 の(2)の②により取扱うこととされているので、今後とも留意されたいこと。

（３） 規則第 31 条第 7 号に掲げる設立後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書は省略できること。

（４） 規則第 31 条第 9 号に掲げる書類は省略できること。

３　一人医師医療法人設立認可時の実地検査及び都道府県医療審議会の運営について

（１） 実地検査については、法令上義務付けられたものではなく、また、法第八条の規定に基づき届出をした診療所が医療法人を設立する場合等については、通常の医療監視等で実態については承知していると思われるので、設立認可時における特段の実地検査は行わないこととされたいこと。

（２） 医療法人の設立認可に当たっての審議会の運営については、政令(昭和 23 年 10 月 27 日政令第 326 号)により、部会の決議をもって審議会の決議とすることができることと規定されており、また、通知により、一人医師医療法人の設立認可に当たっては部会を設置する等、審議会の運営の簡素化を図っているところであるが、今後、なお一層の審議件数が増加することが予想されるので、部会の開催を随時行う等、更に実態に応じた適正な運営を図られたいこと。